

公益財団法人 三五自然共生基金
評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人三五自然共生基金（以下「本法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めるとともに選考委員会委員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等)

第3条 常勤理事には、報酬を支給することができるものとする。退職手当は支給しない。

2 評議員及び非常勤役員には、評議員会、理事会及び監事監査への出席毎に、報酬として1日当たり20,000円を支給する。ただし、本人の希望があれば支給しないことができる。なお、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。また、定款第22条第3項又は第37条第2項の規定に基づき評議員会又は理事会の可決があったものとみなされた場合には、1回（複数の提案を同時に行った場合を含む。）当たり10,000円を支給することができるものとする。

3 選考委員会委員には、会議への出席毎に1日当たり20,000円を報酬として支給することができる。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。また、会議への出席以外の選考委員会委員としての業務を行った場合には、その業務内容に応じ20,000円を上限に報酬を支給することができる。

(常勤理事の報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の年俸額は、本法人の財務内容、当該理事の業務実績等を勘案し、年俸700万円以内で代表理事が理事会の承認を得て定めることとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬は、月額で定めた場合にはその額を、年間報酬額を定めた場合にはその12分の1の額を各月末までに支給するものとし、評議員及び非常勤役員の報酬は、第3条第2項に基づき算定した額を翌月末までに支給する。支給は口座振込の方法により支払う。

(費用)

第6条 評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(通勤手当)

第7条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

本法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた場合、法人の名称、定款の条番号等について必要な修正を行うものとする。